

令和4年9月

令和4年度
学生 各位

国際文化研究科長

日本学生支援機構 令和4年度第一種及び第二種奨学生の二次採用について

このことについて、日本学生支援機構奨学金の貸与を希望する者は、教務係に申し出てください。申込み案内冊子を受領後、下記に留意し、所定の手続きを行ってください。

記

提出書類 提出先：国際文化研究科教務係

提出期限 10月28日（金）正午

- 1 2022年度スカラネット入力下書き用紙の写し
- 2 2022年度第一種奨学金（または第二種）確認書兼個人情報取扱いに関する同意書
※ 本人控とともに提出すること。
- 3 学生本人及びその配偶者の収入を裏付ける各種証明書（源泉徴収票や確定申告書(控)等）
※ アルバイト収入のみの場合で、明細等収入状況が明確に分ける書類が手元にない場合、アルバイト先に令和3年中の収入についての証明書の作成を依頼し提出すること。
※ 収入計算書に貼付して提出してください。
- 4 収入計算書(父母等からの給付額がある場合は、給付者の自署・押印が必要です。)

記入上の注意

- 1 記入年月日及び身分は令和4年10月1日現在で記入してください。
- 2 収入を証明する書類は、本人・配偶者（定職収入がある場合のみ）について、必ず提出してください。

【注意事項】

- * **提出期限を過ぎた書類の受理は一切行いません。**
- * 「人的保証」を選択した場合、申し込み時に選任した**連帯保証人とは別に、返還時に保証人**を選任する必要があります。なお、65歳以上の者を保証人として選任することはできません。
- * 「機関保証」を選択した場合、月々保証料がかかります。

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対する緊急対応について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている学生への対応措置として、以下の学生も第二種奨学金の貸与対象となります。

1 休学者に係る第二種奨学生の新規推薦について

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和4年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている又は活動を行う予定のある者は、第二種奨学生に申請できます。

2 休学中の学生等を対象とした第二種奨学金の継続貸与について

現在、第二種奨学金の貸与を受けている者（令和4年度に第二種奨学生として採用された者を含む）で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和4年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者は、休学中も貸与を最大1年継続できます。

3 貸与奨学金の期日前交付について（既採用者が対象）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、まとまったお金が必要となった学生等への支援として、奨学生からの願出により、12月の貸与奨学金振込日（令和4年12月9日（金））に1月分及び2月分を期日前に振り込みます。